

裁 決 書

森総総第 1 2 3 号

令和 7 年 1 月 1 5 日

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○ 様

森町長 岡 嶋 康 輔

審査請求人が令和 6 年 6 月 2 1 日付けで提起した森町情報公開条例第 12 条第 1 項の規定に基づく、部分開示決定に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 不 服 の 要 旨

- (1) 審査請求人は、令和 6 年 3 月 1 4 日付けで過去 5 年間の「森町特別職職員報酬等審議会会議録」と議題に関する説明資料等の全ての公文書について、森町情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、森町長（以下「実施機関」という。）に対し、開示請求を行った。
- (2) 実施機関である森町長は、本件対象文書のうち会議録の発言者氏名については、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報であり、森町情報公開条例第 7 条第 5 号に該当することから、令和 6 年 3 月 2 6 日付け森総総第 1 4 3 号により、部分開示決定を行った。（以下「本件処分」という。）
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和 6 年 6 月 2 1 日付けで実施機関に対し、森町情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定による審査請求を行った。
- (4) 審査請求人の主張
審査請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分は不当であり、開示決定とするよう求めている。
 - ① 開示しない部分が「率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報」とされるが、最終的な決定機関でもない単に「意見を聴く」ことが目的とされ、すでに諮問に係る審議が終了し、解任され、解散している審

議会の運営に支障をきたすとは考えられない。むしろ、選別的な資料の提供が「率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわ」せていると考えられる。

よって部分開示決定は不当である。

- ② 弁明書における「本件対象文書のうち一部不開示とした部分については、会議録中発言者の氏名のみであり、会議録の発言者以外の部分及び資料については、全て開示されている。」とされるが、この文書にはページなどが付されておらず全文なのかどうか判断できない。また「部分開示決定通知書」にはそのことについて記載されていない。
- ③ 審査請求理由とした「最終的な決定機関でもない単に「意見を聴く」ことが目的とされ、すでに諮問に係る審議が終了し、解任され、解散している審議会の運営に支障をきたすとは考えられない。むしろ選別的な資料の提供が「率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわ」せていると考えられる。よって、部分開示決定は不当である。」の2点の疑問についての回答がない。
- ④ 「自由かつ率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれが」無くなる時期はあるのか。

また、この種の公文書の保存年限は何年か。そして保存年限が過ぎた場合、「町民の知る権利」を侵害することになるのではないのか。

- ⑤ 森町情報公開条例第7条第5号において「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」とされる。しかし、むしろそうなるのは、情報が公になることからではなく、審議会等の委員の偏った人選であり、偏った情報提供等にあると考えるべきである。
- ⑥ 森町情報公開・個人情報保護審査会は、町長の附属機関なのか。

(5) 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書のうち一部不開示とした部分については、会議録中発言者の氏名のみであり、会議録の発言者以外の部分及び資料については、全て開示されている。

一部不開示とした発言者の部分を公にすることにより、発言者が特定され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、かつ、今後開催される同種の審議会等において、関係者等からの反応を意識し、委員が発言に慎重になるなど、自由かつ率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあるため、森町情報公開条例第7条第5号に該当する。

よって、森町情報公開条例第7条第5号に該当するとした本件処分における判断は妥当であり本件審査請求を棄却することを求める。

3 裁 決 の 理 由

令和6年7月31日、実施機関は、森町情報公開条第18条第1項の規定により、本件審査請求について森町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

令和6年12月27日、審査会は森情審答申第1号（以下「審査会答申」という。）をもって実施機関に答申した。

審査会答申により示された本件請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

（1）条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように、町民の知る権利を尊重し、町の保有する公文書の開示を請求する町民の権利を明らかにするとともに、町民に説明する責務が全うされるよう、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政の運営に資することを目的として制定されたものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど町民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、この条例の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件事案を判断する。

（2）争点

審査請求人は、実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非開示とした部分について、開示すべきと主張しているものと認められる。

したがって、当審査会は、実施機関が条例第7条第5号に該当するとして非開示とした、次の情報についての非開示該当性を検討する。

・会議録中発言者の氏名

（3）条例第7条第5号の該当性

条例第7条第5号では、「町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は、不開示情報として開示義務から除かれる事を規定している。

本審査会において、本件請求に係る公文書を確認したところ、不開示とされている部分は、会議録中発言者の氏名のみで会議録の発言者以外の部分及び資料については全て開示されており、会議の内容及び協議経過は十分に理解できる会議録が開示されているため、町民の知る権利が侵害されているとは認められない。

審査請求人は、審議会等の偏った人選及び偏った情報提供等が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を損なわせている旨を主張しているが、実施機関の人選及び情報提供等に違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、すでに諮問に係る審議が終了し、解任され、解散している審議会の運営に支障をきたすとは考えられない旨を主張しているが、解散している審議会の運営には支障をきたさないことは明らかなものであるものの、条例第7条第5号については、意思決

定が行われ解散した後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されることにより、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば該当し得るものであり、個別の会議体への影響のみならず同種の会議体への影響についても勘案し、該当性を判断することとなる。

本件請求については、発言者が特定された場合、今後、当該発言をした各委員に対して、外部からの干渉、圧力等の影響を受けるおそれがあるほか、今後予定される同種の審議会等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることは否定できないことから、森町情報公開・個人情報保護審査会は、令和6年3月26日付けで実施機関が部分開示とした処分決定については、妥当であると判断する。

審査会答申は以上のとおりであり、実施機関においても審査会答申を尊重すべきと判断する。

4 結論

よって、本件審査請求は行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、森町を被告として（訴訟において森町を代表する者は森町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、森町を被告として（訴訟において森町を代表する者は森町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。